

2026年岐阜県発明くふう展 開催案内

会 期 令和8年10月16日（金）～19日（月）[4日間]
10:00～18:00（最終日は16:00まで）

会 場 マーサ21（岐阜市正木中1丁目2-1）

展示場所	一般の部（有料）	1階「マーサスクエア」	} すべて入場無料
	一般の部（無料）	4階「マーサホール」	
	児童・生徒の作品の部	4階「マーサホール」	
	児童・生徒の絵画の部	1階「マーサスクエア」	
	商標・社標の部（有料）	1階「マーサスクエア」	

* 4階「マーサホール」へのご案内：西スロープより「本館立体駐車場4階①」
または、1階「マーサスクエア南入口」
付近のエレベータをご利用ください。

応募締切日：令和8年9月11日（金）

[実行委員会事務局必着・期限厳守]

《主 催》 岐阜県・岐阜市・一般社団法人岐阜県発明協会

《運 営》 2026年岐阜県発明くふう展実行委員会

2026年 岐阜県発明くふう展 開催要項

1. 趣 旨

科学技術の進展は、これまで私たちの暮らしや地域産業の発展を支える重要な基盤となってきました。日常の中で生まれる創意工夫や新たな発想は、地域の未来を形づくる貴重な力であり、その芽を育てていくことが求められています。

新型コロナウイルス感染症の流行が収束し、社会活動が平常を取り戻す一方で、物価上昇など県民生活を取り巻く環境には変化が続いています。こうした状況の中、身近な課題に目を向け、工夫によって暮らしや仕事をより良くしていく取り組みは、地域の活力を支える上でこれまで以上に重要となっています。

「岐阜県発明くふう展」は、皆様のご支援とご協力により、本年で第73回を迎えます。本年度も県民の皆様から優れたアイデアや発明考案品を広く募集し、作品を一堂に展示することで、発明思想の普及と科学技術の振興、さらには地域産業の発展に寄与することを目的として開催いたします。

2. 主 催

岐阜県・岐阜市・一般社団法人岐阜県発明協会

3. 後 援（申請予定）

文部科学省、特許庁、中部経済産業局、岐阜県教育委員会、岐阜県市長会、岐阜県町村会、日本弁理士会、公益財団法人中部科学技術センター、日本弁理士会東海会、公益社団法人発明協会

4. 協 賛（申請予定）

岐阜県商工会議所連合会、岐阜ファッション産業連合会、岐阜県陶磁器工業協同組合連合会、岐阜県紙業連合会、岐阜県機械金属協会、岐阜県木工連合会、岐阜県プラスチック工業組合、岐阜県食品産業協議会

5. 運 営

2026年 岐阜県発明くふう展 実行委員会

6. 会 期

令和8年10月16日（金）～ 19日（月）[4日間]

7. 会 場

マーサ 21（〒502-8521 岐阜市正木中1丁目2-1 TEL 058-295-2222（代表））

8. 表彰式（1階 マーサスクエア）

(1) 「児童・生徒の作品の部」、「児童・生徒の絵画の部」

令和8年10月18日（日） 14:30～16:00

(2) 「一般の部」

令和8年10月19日（月） 15:00～16:00

9. 特別展示（4階 マーサホール）

第84回 全日本学生児童発明くふう展 特別賞 受賞作品の紹介

10. 注意事項

- (1)特許、実用新案および意匠の出願を予定している方は、本展に申し込まれる前に、特許庁へ
の出願の手続を終了してください。なお、出願が間に合わない場合でも、本展開催日より1
年以内であれば、出願は可能ですが、先に他の人が出願した場合、権利取得ができなくなり
ます。
- (2)作品に曲を用いたり、歌詞を表示することは、著作権侵害にあたる為、製作前に許可を得て
使用料を納付する必要があります。ただし、童謡等権利期間外の曲はこの限りではありません。
また、キャラクター（例えばピカチュウ、ドラえもん、ミッキーマウスなど）の使用に
ついては、事前に著作者に了解を求める事が必要となり、著作権侵害にあたる作品（絵画も
含む）は、賞の対象としないことがあります。

11. 出品物の管理

作品の搬入後、その取扱保管には最善の注意を払いますが、万一、火災・盗難その他不可抗
力により紛失又は破損した場合は責任を負いません。特に多数の観覧者が来場する展覧会場
において作品に破損・故障等が発生した場合についての責任は負いかねますので、予めご了
承ください。

一般の部

1. 応募資格

県内に在住する個人・グループ又は法人（県外の者は実行委員会の承認を得た者）。
共同権者・共同出願人・共同発明者がいる場合は、必ず双方の了承を得て応募してください。

2. 募集作品

- (1) 特許・実用新案については、原則として過去5年以内に出願又は登録されたものとし
ます。
意匠については、過去4年以内に出願又は登録されたもの。ただし、賛助出品（無審査）
は、この限りではありません。
- (2) 産業上又は日常生活に有益な新製品、アイデア作品など。ただし、過去に本展に応募し
たことのあるもの及び文書・図面のみのは、対象外とします。
- (3) 出願されていないものや、登録されていない出願中のものでも応募できますが、事前審
査の対象とはしません。当日審査のみとなります。
- (4) 原則として、無料コーナーの出品物の大きさは縦・横・高さとも 100cm 以内、重さは
20kg 以内とします。（ただし、破損及び変質しやすいものは除きます。）
- (5) 1人2点までとします。

3. 出品料

(1) 有料小間（税込価格）

（小）間口 1.3m × 奥行 1.3m	台無 32,600 円	台有 41,500 円
（中）間口 1.8m × 奥行 1.3m	台無 54,600 円	台有 69,000 円
（大）間口 2.7m × 奥行 1.3m	台無 75,600 円	台有 93,800 円

(2) 無料コーナー 無料

4. 装飾等

- (1) 会場の装飾は、実行委員会において基礎整備は行いますが、特別の装飾・装置等や、実
演等を希望する場合は、あらかじめ実行委員会の承認を得てください。また、その経費
は出品者の負担とします。
- (2) 有料小間・無料コーナーともに、提出していただいた内容説明書②を作品に添えます。

5. 申込方法

- (1) 所定の出品申込書①、内容説明書②に必要事項を記入し、特許庁に登録または公開され
ているもので、審査の対象にする場合は、特許公報（または公開特許公報）・登録実用新
案公報・意匠公報の写しを1部添付してください。
また、登録実用新案公報については、技術評価書がある場合は写しを1部添付してくだ
さい。

(2)出品申込書①、内容説明書②は作品とは別に、実行委員会事務局または最寄りの一般社団法人岐阜県発明協会の各支会（以下、「各支会」）事務局宛に提出してください。

（最終ページ記載）

6. 募集期間

令和8年6月29日（月）～9月11日（金）[実行委員会事務局必着・期限厳守]

7. 搬入・搬出（時間厳守で願います。）

(1)有料小間（1階 マーサスクエア）

搬入 令和8年10月15日（木）8：00～10：00

搬出 令和8年10月19日（月）16：00～17：00

(2)無料コーナー（4階 マーサホール）

搬入 令和8年10月13日（火）14：00～17：00

搬出 令和8年10月19日（月）16：00～17：00

8. 審査

実行委員会会長が委嘱した専門家・学識経験者で構成された審査委員会が審査にあたります。

審査日 令和8年10月15日（木）10：00～15：00

9. 表彰

表彰式 令和8年10月19日（月）15：00～16：00（表彰件数は別表のとおり）

10. 入賞者の発表

審査会終了後に実行委員会事務局から入賞者へ連絡します。

11. その他

応募要件を満たしている優秀な出品物の発明・創作者が応募を希望する場合、公益社団法人発明協会主催「中部地方発明表彰」の表彰候補者として推薦します。

児童・生徒の作品の部

1. 応募資格

県内の小・中・高等学校（高等専門学校および専修学校については、高等学校と同じく3年生まで）の児童・生徒

2. 募集作品

(1)作品は1人あるいは共同（3名以内）で発明くふうしたものに限り、

単なる工作品や模型、あるいは破損、変質しやすいもの、文書・図面だけのもの、他人の作品をまねしたもの（著作権侵害）、及び過去に本展に応募したことのあるものは審査の対象外とします。

(2)著作権の存続している著作物（音楽、イラスト、キャラクター等）を使用する場合には事前に著作者の許諾を得ているものに限り、

(3)作品の大きさは、たて・よこ・高さとも100cm以内、重さは20kg以内とします。規格を超えた場合、展示及び審査の対象外となりますのでご注意ください。

(4)作品は原則として一般社団法人岐阜県発明協会の支会または公益社団法人発明協会の少年少女発明クラブ（以下、「各支会」）が推薦する作品に限り、ただし、例年展覧会が行われていない地域や、高等学校の生徒の作品はこの限りではありません。

(5)1人1点とします。

3. 申込方法

所定の申込書①と説明書②に必要事項を記入し、作品とは別に実行委員会事務局または最寄りの各支会事務局宛に提出してください。（最終ページ記載）

4. 募集期間

各支会の締切日は実行委員会締切日より前となりますので、ご注意ください。

詳細は所属の各支会へお問い合わせください。（最終ページ記載）

実行委員会締切日は令和8年9月11日（金） [実行委員会事務局必着・期限厳守]

5. 搬入・搬出（4階 マーサホール）

搬入 令和8年10月13日（火）14:00～17:00

搬出 令和8年10月19日（月）16:00～17:00

6. 審査

実行委員会長が委嘱した専門家・学識経験者で構成された審査委員会が審査にあたります。

審査日 令和8年10月14日（水）10:00～17:00

7. 表彰

表彰式 令和8年10月18日（日）14:30～15:15 （表彰件数は別表のとおり）

8. 入賞者の発表

会期中、実行委員会事務局から入賞者へ連絡します。(ただし、各支会経由で応募された入賞者には各支会より連絡します。)

9. その他

- (1)応募者全員に参加賞を贈ります。
- (2)金賞・銀賞受賞者は、公益社団法人発明協会主催の「全日本学生児童発明くふう展」への出品を推薦します。
- (3)「全日本学生児童発明くふう展」において、恩賜記念賞並びに特別賞受賞者は「青少年創造性開発育成海外交流派遣団員」のメンバーに選ばれるチャンスがあり、「世界青少年発明工夫展」に参加するため、海外に行っていただくことがあります。

児童・生徒の絵画の部

1. 応募資格

県内の小・中学校の児童・生徒

2. 募集作品

- (1)「未来の科学の夢や未来の世界」を描いたものとします。
- (2)1人1点とします。
- (3)画材は絵の具、クレヨン、サインペンなど自由です。
- (4)作品の大きさは、B3判(36.4cm×51.5cm)または四つ切りの画用紙を使用してください。ただし、立体は除きます。
- (5)作品は原則として一般社団法人岐阜県発明協会の支会または公益社団法人発明協会の少年少女発明クラブ(以下、「各支会」)が推薦する作品に限ります。ただし、例年展覧会が行われていない地域はこの限りではありません。
- (6)他人の作品をまねたもの、過去に発表したことのあるものは、審査の対象外となります。
- (7)著作権の存続している著作物(イラスト、キャラクターなど)を使用する場合は、事前に作者の承諾を得ているものに限りします。
- (8)図鑑などを参考にした場合は、申込書の参考資料欄に本の名前を記入してください。
- (9)入賞作品の著作権は実行委員会に属するものとします。
- (10)厚さ3mmを超える作品は応募できません。
- (11)作品は手書きされたものとし、パソコン等を用いて作画したものは審査の対象としません。

3. 申込方法

所定の申込書に必要事項を記入し、申込書のコピーを作品の裏面右に貼り、実行委員会事務局または最寄りの各支会事務局宛、絵画と一緒に提出してください。

(最終ページ記載)

4. 募集期間

各支会の締切日は実行委員会締切日より前となりますので、ご注意ください。

詳細は所属の各支会(最終ページ記載)へお問い合わせください。

実行委員会締切日は令和8年9月11日(金) [実行委員会事務局必着・期限厳守]

5. 審査

実行委員会長が委嘱した専門家・学識経験者で構成された審査委員会が審査にあたります。

審査日 令和8年10月上旬(予定)

6. 表彰

表彰式 令和8年10月18日(日) 15:30～16:00 (表彰件数は別表のとおり)

7. 入賞者の発表

会期中、実行委員会事務局から入賞者へ連絡します。(ただし、各支会経由で応募された入賞者には各支会より連絡します。)

8. その他

- (1)応募者全員に参加賞を贈ります。
- (2)応募されたすべての絵画は、公益社団法人発明協会主催の「未来の科学の夢絵画展」への出品を推薦します。
- (3)入賞作品の著作権は一般社団法人岐阜県発明協会並びに公益社団法人発明協会に属するものとします。入賞作品は本展普及等の目的で、主催者及び後援・協賛団体等の印刷物・ホームページ等に掲載させていただく場合があります。

商標・社標の部

1. 応募資格

県内に在住の個人又は法人。

2. 募集商標・社標

商標・社標として現在使用しているもの。

3. 出品料（税込価格）

(1)継続出品 1件 5,500円

(2)新規出品 1件 11,000円（パネル作成費用を含む）

4. 申込方法

(1)継続出品

所定の申込書に必要事項を記入し、実行委員会事務局または最寄りの一般社団法人岐阜県発明協会の各支会（以下、「各支会」）事務局宛に提出してください。（最終ページ記載）
ただし、「申込者・連絡先」の欄以外の記入は省略しても構いません。

(2)新規出品

所定の申込書に必要事項を記入し、商標・社標の色見本と一緒に、商標登録を受けたものは公報の写しを1部、出願中のものは願書の写しを1部添付して、実行委員会事務局または最寄りの各支会事務局宛に提出してください。

5. 募集期間

令和8年6月29日（月）～ 9月11日（金）[実行委員会事務局必着・期限厳守]

6. パネルの保管

商標・社標パネルは実行委員会事務局で保管します。

全日本学生児童発明くふう展応募作品に対する 一般社団法人日本音楽著作権協会の見解

1. 第三者の著作物を使用する場合はあくまでも著作者と使用者の使用許諾・契約によるものであるから、使用するキャラクターについても事前に著作者に了解を求める必要がある。

ただ、外国のキャラクター等については著作権管理者の特定が難しい場合がある。

2. 著作権では、全くのコピーの無断使用を防止することが目的ではあるが、最近では近似しているものにまで及んでおり、オリジナルの著作物への影響も考慮されている場合があるので注意が必要。

3. 音楽における著作権は、演奏使用に係るもの複製使用に係るもの出版（歌詞等の表示）に係るものがあるが、

①演奏（作品が奏でる音源を含む）が営利目的でない場合は許諾・使用料納付の手続きは不要。（演奏許諾）

②作品に曲を用いることは、複製（音楽を CD からカセットテープへダビングすることと同じ）使用料が発生する。ただし、童謡等権利期間外の曲はこの限りでない。（複製許諾）

③曲の再現だけでなく、歌詞を表示することは、出版使用料が発生する。（出版許諾）
加えて、これらの使用料は、展示するか否かではなく製作するか否かで判断するものであり、製作前に許可を得、使用料を納付する必要がある。

また、展示する際は、許可を得ていることを表示（許諾番号の表示やシールの添付）する必要がある。

既存の曲を記憶させた IC チップを使用する場合にも事前にメーカーに問い合わせるか社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）に許可を得ているかを確認する必要がある。

【著作権に関する問い合わせ先】

- ◎ 文化庁 著作権課 東京都千代田区霞が関 3-2-2 TEL 03-5253-4111(代表)
ホームページ <http://www.bunka.go.jp/>
- ◎ (一社)日本音楽著作権協会(JASRAC) (音楽作品を利用する場合)
東京都渋谷区上原 3-6-12 TEL 03-3481-2121(代表)
ホームページ <http://www.jasrac.or.jp/>
- ◎ (一社)日本レコード協会(RIAJ) (音楽 CD を利用する場合)
東京都港区虎ノ門 2-2-5 共同通信会館 9 階 TEL 03-5575-1301 (代表)
ホームページ <http://www.riaj.or.jp/>

以上

別表

2026年岐阜県発明くふう展 賞一覧

賞名		一般の部	児童・生徒 の作品の部	児童・生徒 の絵画の部
文部科学大臣賞	金 賞	1		
特許庁長官奨励賞		1		
中部経済産業局長賞		1	1	
発明協会会長奨励賞		1	1	
日本弁理士会会長奨励賞		1	1	
岐阜県知事賞		1	2	2
岐阜県優秀新製品奨励賞		1		
岐阜県議会議長賞			1	
岐阜県教育委員会賞			1	1
岐阜県市長会長賞			1	1
一般社団法人岐阜県発明協会会長賞		1	12	1
岐阜県町村会長賞	銀 賞		1	1
岐阜県市町村教育委員会連合会長賞			1	1
岐阜県産業教育振興会長賞			1	1
岐阜県商工会議所連合会長賞				1
公益財団法人中部科学技術センター会長賞				1
日本弁理士会東海会会長賞			1	
岐阜ファッション産業連合会長賞		1		
岐阜県陶磁器工業協同組合連合会理事長賞		1		
岐阜県紙業連合会長賞		1		
岐阜県機械金属協会会長賞		1		
岐阜県木工連合会長賞		1		
岐阜県プラスチック工業組合理事長賞		1		
岐阜県食品産業協議会長賞		1		
奨励賞				20
努力賞			30	10
計		15	74	30
※トーカイ賞（学校表彰）			2	

お問い合わせ先

一般社団法人岐阜県発明協会内 岐阜県発明くふう展実行委員会事務局

〒509-0109 各務原市テクノプラザ一丁目1番地 テクノプラザ内

TEL 058-370-8851 FAX 058-379-0508

URL : <https://www.jiiigifu.jp/> E-mail : info@jiiigifu.jp

事務局	所属地域	郵便番号	所在地	TEL / FAX
岐阜支会	岐阜市・瑞穂市 羽島郡・山県市 本巣市・北方町	500-8701	岐阜市司町40番地1 市役所商工課内	TEL 058-214-2359 FAX 058-265-2218
大垣支会	大垣市・海津市 不破郡・安八郡 養老郡・揖斐郡	503-8601	大垣市丸の内2-29 市役所商工観光課内	TEL 0584-47-8596 FAX 0584-81-4899
高山支会	高山市・飛騨市 下呂市・白川村	506-8555	高山市花岡町2-18 市役所商工振興課内	TEL 0577-35-3144 FAX 0577-35-3167
多治見支会	多治見市	507-8703	多治見市日ノ出町2-15 市役所商工観光課内	TEL 0572-22-1252 FAX 0572-25-3400
関支会	関市	501-3894	関市若草通3-1 市役所商工課内	TEL 0575-23-6752 FAX 0575-23-7741
中津川支会	中津川市	508-0032	中津川市栄町1-1 にぎわいプラザ4階 市役所工業課内	TEL 0573-66-1111 FAX 0573-65-3367
美濃支会	美濃市	501-3792	美濃市1350 市役所観光経済課内	TEL 0575-33-1122 FAX 0575-31-0052
瑞浪支会	瑞浪市	509-6195	瑞浪市上平町1-1 市役所商工観光課内	TEL 0572-68-9803 FAX 0572-68-9862
羽島支会	羽島市	501-6292	羽島市竹鼻町55 市役所商工観光課内	TEL 058-392-9943 FAX 058-391-2100
恵那支会	恵那市	509-7292	恵那市長島町正家1-1-1 市役所商工課内	TEL 0573-26-2111 FAX 0573-26-2861
美濃加茂支会	美濃加茂市 加茂郡	505-8606	美濃加茂市太田町3431-1 市役所商工観光課内	TEL 0574-25-2111 FAX 0574-27-3863
土岐支会	土岐市	509-5192	土岐市土岐津町土岐口2101 市役所産業振興課内	TEL 0572-54-1111 FAX 0572-55-7763
各務原支会	各務原市	504-8555	各務原市那加桜町1-69 市役所商工振興課内	TEL 058-383-1697 FAX 058-389-0765
可児支会	可児市 御嵩町	509-0292	可児市広見1-1 市役所商工振興課内	TEL 0574-62-1111 FAX 0574-63-4754
郡上支会	郡上市	501-4222	郡上市八幡町島谷130-1 市役所商工課内	TEL 0575-67-1808 FAX 0575-67-1820

* 申込書は一般社団法人岐阜県発明協会ホームページ (<https://www.jiiigifu.jp/>) の「発明くふう展」からダウンロードしていただくか、事務局から取り寄せてください。